

鳥取県公報

令和2年12月18日(金) 第9261号

每週火·金曜日発行

			上
\Diamond	告	示	生活保護法による医療機関の指定(646)(福祉監査指導課)・・・・・・・・・・・2
			生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (647) (〃)・・・・・・・・・・・・2
			生活保護法による指定医療機関の指定の辞退の届出 (648) (")・・・・・・・・2
\Diamond	公	告	保安林の指定予定(10件)(649~658)(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・2 保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知(東部農林事務所)・・・・・・・7
V		-	VISATIVE TO THE TANK THE TENT OF THE TENT

示

鳥取県告示第646号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第 55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり 告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
いな薬局	西伯郡大山町富長749-3	令和2年11月1日

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在 地	指定年月日
有限会社新生ケ	米子市熊党200-1	有限会社新生ケア・サー	米子市熊党200-1	令和2年11月
ア・サービス		ビス訪問看護ステーショ		20日
		ン		

鳥取県告示第647号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」と いう。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止 した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例に よる場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 伸 井 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
いな薬局	西伯郡大山町富長749-3	令和2年10月31日

鳥取県告示第648号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」 という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定に基づき、指定医療機関から診療所の指 定を辞退した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定により その例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団古川歯科	米子市淀江町佐陀719-19	令和2年11月30日

鳥取県告示第649号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字大野字本立147の2、147の3、152の2、152の4、153、154、字家ノ谷433、字稲荷堂442

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第650号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字小船字下寺尾44、45、字鍋土950、大字大野字コノ奥499の1、500の2

2 指定の目的

十砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第651号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字若桜字馬橋1499の1、1501

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第652号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字法地庵1197、1198、1199、1201、1202、1204、1205、1208、1210、1211、1212、1214

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第653号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字山根字川戸山856、857、大字埴師字寺谷41、41の5、字後谷林1233、字寺谷山1236

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第654号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 八頭郡八頭町下野字畑ヶ谷口313、313の1
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第655号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町福地字村ノ内259、260の1、261、262、264の2、字林ノ谷648、649、653、654、655、656、657

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第656号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 東伯郡三朝町大字赤松字下ノ岡上エ507、511
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第657号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伷 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 東伯郡三朝町大字中津字京野244の1
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第658号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和2年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字藤津字奥801、832、字奥西平1057の1、1057の2、1054の1・字観音山1061の1 (以上 2筆について次の図に示す部分に限る。)、1070の1、1072

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、湯梨浜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとす
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林 づくり推進課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、 同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和2年12月18日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 﨑 宏

- 1 通知の題名 保安林の指定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森 林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示(令和2年11月17日付農林水産省告示 第2242号) の内容

(告示の内容)

(1) 保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

| 八頭郡八頭町茂田字宮ノ谷356

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課